

UP 長崎 6 2018

Line up

- 1面 人選眼以て確かな『人財』を
- 2面 第7次改正医療法がもたらす医療法人運営の影響は？
- 3面 専門特化グループ活動の紹介(医科グループ・歯科グループ)
- 4面 セミナーのご案内
税務calendar
- 特別編1面 長崎オフィス Facebook!
- 特別編2・3・4面 人事・採用担当者必見!
長崎県の就業支援サービスを利用してみませんか？

鯉のぼりのはためく音を耳にしてからはや1か月になりました。皆様お元気でしょうか。

人選眼以て確かな『人財』を

新入社員も2か月を過ぎやっと会社に馴染んできたころでしょう。とはいえまだまだ精神的に不安を抱えて勤務している状況と思います。人手不足の中でやっと採用した『人ザイ』です。定期的な面談等フォローを忘れないようにしたいものです。

『人ザイ』に関して私の知人税理士が次のようなことを広報誌に記しています。

- ①進んでするのが人の上「人財」…自分で考えて自分で成果を挙げられる人
- ②真似してするのが人の中「人材」…言われたことなら自分でやれる人
- ③言われてするのが人の下「人在」…言われたことを言われた通りにやるだけの人
- ④言われてせぬのが人の屑「人罪」…言われたこともできないのに不満が多い人

…人手不足の中で採用に苦労している事業者が多いかとは思いますが、人を見る眼を研ぎ澄ませ「人在」「人罪」を採用しないように注意しましょう。「水は低きに流れる」と言いますが組織における従業員のレベルも同じです。

長崎人の会話で良く「長崎は狭い」という言葉を聞きます。確かに身近なアーケード街や飲食店で知人に会うことが多いです。しかし「日本も狭い」ということを体験しました。

4月下旬に所用があり関西に行きました。ホテル内の売店で土産物を物色していましたが、売店の外から会釈してくださる男性がいらっしゃいました。私は近視なので距離があると良く見えません。関西に知人はいないし…顔を見ましたものの、どなた様かわからないままでした。帰崎後、お客様(経営者)であることがわかりました。

私は近視で老眼の身、皆様に失礼をすることがあるかもしれませんが、ご容赦のほどお願い申し上げます。とはいえ、視力は低下しても眼力…先述のような人選眼はこれからも

研ぎ続けていくつもりです。確かな『人財』を見出し育て、企業・社会へ貢献させていく…その思いは今もなお、変わることはありません。

4月の日本経済新聞「私の履歴書」に、ジャパネットたかた創業者であられる高田明氏の人生について連載されていました。同じ長崎県人として毎日楽しみにして読まれた方も多かったことと思います。特に最終回では次のような心に響く話をされていました。

- ①「今を一生懸命生きる」「人生常に自己更新」というプラス思考を持ち続けていれば、不可能と思えることが可能になることもある
- ②企業も個人もスポーツも、心の持ち方で大きく変わる
- ③私の好きな世阿弥(ぜあみ・猿楽師)の言葉は「時分の花」と「まことの花」。その時限りの時分の花を、まことの花と思い込むのは愚かなことで、「良い時こそ初心に戻り、謙虚に精進すべし」という教えだ
- ④初心には若い時の初心、人生の時々々の初心、そして老後にも初心がある
- ⑤私の座右の銘は「夢持ち続け日々精進」、「昔は頑張った」と振り返るのではなく、「今を頑張っている」ことこそ大事だ

ビジネス・文化・芸術等々、分野にかかわらず成功した人の言葉には重みがあります。心に刻み生きる糧にしたいと思います。

いよいよ入梅の季節、時候不順の折柄どうぞ皆様ご自愛ください。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

第7次改正医療法がもたらす医療法人運営の影響は？

今回第7次の医療法改正において注目されるのは、「介護医療院」ではないかと考えています。介護報酬改定の話ではよく耳にするカテゴリーですが、過日（平成30年3月30日）厚生労働省の公表の中で、介護医療院は、医療法人の本来業務である旨が明記されました（医療法39条）。これにより、介護医療院には医師が必要であること、医療・看護・介護サービスを提供する医療機関であることが明確になりました。介護医療院も含めるかどうかを今後の医療法人運営の選択肢の一つとして考え、これをいかに活用していくかが地域医療提供サービスへの貢献に繋がるものと考えます。

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添1）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添1		別添1	
社団医療法人の定款例	備 考	社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条～第2条 （略）	（略）	第1条～第2条 （略）	（略）
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> ）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。） ・介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（ <u>又は介護医療院</u> ）を営し、要介護者	第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人につ
		医療法人の業務範囲 <平成30年3月30日現在>	
		I. 本来業務 ○医療法人は病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設を目的として設立される法人です。（医療法第39条）	
		II. 附帯業務 ○医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。	



株式会社 内田会計事務所
経営支援部 部長

医療経営コンサルタント 堤 健治

専門特化グループ活動の紹介 ～専門分野は、私達にお任せください！～

アップパートナーズグループでは、経営支援サービスの向上と個々人の専門能力研鑽を目的として、部署所属での通常業務の他にも、専門特化グループとしての活動も行っています。

現在、医科・歯科・介護福祉・相続&事業承継・クラウド会計のグループを結成しています。

医科グループ

医科グループは現在5名で活動しており、①外部向けセミナーの企画・運営や②所内勉強会の開催、③情報誌『医流』の編集・作成などを主な活動内容としています。



①外部向けセミナーでは、外部講師の先生をお招きし、医療機関の動向について詳しく解説して頂いております。今年度は診療報酬・介護報酬の同時改定の年ですので、三度にわたり重点的に解説して頂き、受講者の皆様に大変ご好評でした。

②所内勉強会では、『医療機関特有の会計について』『制度改正について』等々、座学やビデオ講座などを通じて勉強し、お客様の更なる発展のために最新知識の研鑽に励んでおります。

③情報誌『医流』の編集活動では、医療関連の専門誌等から経営に役立つ情報記事を毎月抜粋して一冊にまとめ、お届けしています。

今後も医療機関のお客様のお役に立てるよう日々精進して参りますので、よろしくお願い致します。

歯科グループ

私達、歯科グループは現在、小坂、苑田、山木3名体制で活動をしています。主な活動内容は以下の通りです。

①情報誌「UP!る」の発行

毎月先生方のお手元に届いている情報誌「UP!る」に掲載する情報の収集を行っています。

②所内研修の実施

歯科医院特有の会計処理についての研修、月次報告のロールプレイング、診療実績分析の検討会、医院経営の情報交換会などを通して担当者のレベルアップを図っています。

③セミナー運営

5月より歯科医院奥様医業経営塾を開始しました。毎回好評を頂いている奥様医業経営塾は、歯科医院経営に必要な情報を全5回のコースを通し奥様にお伝えする勉強会です。休憩時間には美味しいケーキもご用意しておりますので是非ご参加を検討して頂ければと思います。

④デンタルフェアへの出展

今年もデンタルフェア（㈱デンタルパートナー様主催）に参加します。各種情報誌を用意してお待ちしております。

以上のような活動を現在行っています。これからも歯科医院のお客様のお役に立てるよう日々活動をして参りたいと思いますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。



社会のニーズや皆様のご要望に応じて今後新たなグループを結成していくこともありますので、ご意見やアイデアなど、ぜひお寄せください！

次回も引き続き、専門特化グループのご紹介をさせていただきます。

2018.6

2018.7

UP 長崎
6
2018

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15 ★1	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ★1	3	4	5	6	7
8	9	10 ★2	11	12	13	14
15	16	17 ★3	18	19	20 ★2	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 ★4	1	2	3	4

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催
第10回 歯科医院 奥様医業経営塾

日 時	【第1講：税務・会計①】 平成30年5月18日(金) 14:30～17:00 了
	【第2講：税務・会計②】 平成30年6月15日(金) 14:30～17:00 ★1
	【第3講：保険ほか】 平成30年7月20日(金) 14:30～17:00 ★2
	【第4講：人事・労務】 平成30年8月17日(金) 14:30～17:00
	【第5講：成功事例紹介】 平成30年9月21日(金) 14:30～17:00
場 所	アップパートナーズグループ 長崎オフィス (長崎市曙町4番9号)
受講料	お一人様 全5回10,000円(税込、単科受講は3,000円)
定 員	先着8名様

【税務calendar】

▶ 4月決算法人の確定申告 ▶ 10月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】7月2日(月) ★1 【申告期限】7月2日(月) ★1

▶ 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
【納期限】7月10日(火) ★2
(*年2回納付の特例適用者も7月10日まで)

▶ 所得税の予定納税額の減額申請
【申告期限】7月17日(火) ★3

▶ 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
【納期限】7月31日(火) ★4

▶ 固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分)
【納期限】7月31日(火) ★4



アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ	【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勤筑紫通ビル 9 階 TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320
■ 株式会社 内田会計事務所	【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号 TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885
■ 一般社団法人 相続手続支援センター	【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階 TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556
■ 一般社団法人 昇継	【佐賀オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4 TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783
■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)	【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階 TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199
■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)	【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21 TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022
■ 株式会社 forte ONE	
■ 司法書士法人ハートトラスト	

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索